

るから、是より徳川時代の爛熟期に於ける社會問題を説くことにする。

100

幕府は前段に説けるが如く重農政策を標榜して、表面農民を愛重したやうではあるが、實際では待遇が良くないのであつて、約言すれば「饑へさせないが餘財は持たせない」と云ふ方針を以て農民を治め、斯くして米を作らせ租税を収める機械と看做せるので、農民の生活實情は貧しくして憐れなものである。享保年間の幕府會計官田中邸隅著「民間省要」に據れば「田方に生れた百姓は雑炊にして米を食べることありと雖も、山方、野方に生れたものは彼等が最も樂しむべき正月三ヶ日でさへも米を口にするもの極めて少なく、其の多くは粟、稗、麥などを常用にした。それも、菜や干菜また芋の葉に豆さくげの葉、或は草木の葉を糲として穀物類は殆んど食ふことを得なかつた中略、かうして榮養が乏しいにも關らず、彼等はいつも未明に起き夜に入るまで働いて辛苦と勉強とを重ねても、彼等は依然として貧しく暗い悲惨な境遇から抜け出ることが出来ない。之は關東も關西も同一である云々」

かうした百姓の貧弱なる酷い生活は何處まで事實として觀てよいが判らないが、兎にかく貧苦のうちに敢果ない目を過したに違ひない。然も、農村全體の苦しむのは苛税を課せらるるからで、斯る場合に動きがとれないと騒ぎ出すのが百姓一揆であつて、恰も今日の同盟罷業と同じである。當時百姓一揆の重なるものを擧げると次の如くである。

正徳元年安房に起れる一揆は、領主屋代越中守の苛税誅求を憤つて二拾七箇村六百餘人の百姓が江戸に出て、屋代家の藩邸に訴へ出た。此の時家老等は巧みに彼等を諭して一旦歸國させた上で重立つもの百餘人を捕へたので一層と百姓が激昂し、遂に幕府の知るところとなり、屋代家は所領を沒收されて重役二人は斬罪に處せられ、獄裡に在つた百姓は追放に處せられた。

享保四年には周防岩國の毛利領に於て農民一揆が起り農民の捕へられて投獄されたもの百三拾餘人に上り、その中の二拾一人は遠島の刑に處せられた。

同五年奥州白河に於て農民が通常の田租以外餘計な課役を命ぜられたので、數千の百姓が蜂起して、郡奉行を殺害しや

うとしたが、領主が民意を容れて、其の郡奉行を投獄し餘分の課税を免じたので無事に落着した。

元文四年には奥州岩城平の城主内藤備前守が農民に苛税を課したので、八萬四千餘人の農民が一齊に騷起して大暴動を起し、城を襲撃して、鐵砲、弓、鎗、長刀、等を奪ひ藩廳に保存せる帳面を引裂き、更に彼等は獄屋を襲ひて犠牲となれる農民を救ひ出し、また武家の宅を焼討にした。領主は臣下に下知して甲冑に身を固めさせ其れに對抗し戦ひ合つたが、八萬餘の農民は一時城を包圍して寸歩も動かす強硬の態度に出たので減税を認めた。同年但馬生野銀山にも暴動が起きた。之は資本家と労働者の階級闘争を意味してゐる。之は賃銀値下に反對して二千餘人の鑛夫が結束して各々斧鋏をもち大繩を翻し狼籍を續け容易に鎮らないので、代官は、姫路、出石、豐岡の各藩に援兵を請ひ漸く取鎮めることが出来た當時天草騒動以來の珍事と言ひ唯さるほど激しい騒ぎを見たのである。

寶曆二年佐渡に百姓一揆が起きた。之は延享から寛延にかけ同地では凶作が続いたので百姓が疲弊に陥つてゐるのに増税されたので騒ぎ出したが、結局、屬吏數拾人が所罰され農民側では五人の犠牲者を出し虐政から解放された。

同四年には大和國八條に百姓一揆が勃發した、當時、烈しい凶作であつて拾八箇村には何處にも苗が育たないで、餓死するものが多い。八條村の庄屋山口與十郎は自分の倉庫を開いて米麥を村民に施し救恤に努めたが、領主に代る家老等は百姓の難澁を顧みずして、豊年と同様に課税し尙ほ延滞を許さないで、百姓等は竹鎗蒲旗を押立て藩廳を襲撃した。結局は農民側の敗北で村民のために、施米までして救助に盡した庄屋山口與十郎は伊豆の新島に流され、その他の重立てる者も處刑されて哀れな終末を告げた。

寶曆六年に阿波に藍玉騒動が起つた。其れは藍玉を毎年大阪に送り出し利益によつて生活を營むてゐた。勿論、從來藍玉には重税を課せられても自由に販賣を爲し得たのである。然るに領主は藍玉株店を設け此の株店を経なければ何人と雖も販賣が出来ないと云ふ專賣法を布いたので、拾一月になると法螺貝、鐘木鼓を合圖に農民は一齊に立つて暴動を起し連

日その騒ぎが繰返されたが、同七年三月百姓の首魁者五人を磔刑に處し、藍玉株店を廢止して自由販賣を認め、斯して梟りをつけた。

寶曆六年美濃國郡上の城主金森頼錦の領内に百姓一揆が起つた。其れは幕府で令した租稅率に依らずして苛稅を課したので一揆となつた。農民の重立つものを投獄して鎮壓しやうとすると、此度は金森の所領である越前の石徹田にも騒動が起きた。處が、金森は幕吏に贈賄して身方に引入れ百姓等に對し「領主の命に背く不届者」だと云ふ廉で、百姓八十餘人の田宅を沒收し、同年拾二月の下旬に大雪の降る日、その家族共々五百餘人のものを飛彈の國境まで放逐したので、領主の虐政が露見して領主金森頼錦は領地沒收南部利雄に預けられ、家臣數人は死刑その他の刑に處され農民側でも拾二人の者は斬に處せられて、此の騒動は終結を告げた。

寶曆九年四月日向國兒島郡の幕府直轄地で苛稅取立に苦んだ五百餘人の百姓が一揆を起し、後ち他領に逃避した。亦、延享三年にも日向の直轄地拾箇村の者が代官の虐政に反抗して一揆を起した。以上の百姓一揆は大體に於て農民側の勝利となつたが、當時いかに農民が苛稅に窘められ虐政に泣き、延ひてはどん底生活に呻めき離村の果ては放浪の徒を出したかは想像するに十分である。

(ハ) 飢饉その他の事情に由る農民の浮浪化

A

徳川時代になつてから平和と光明とが見へ出したので、農民は安堵して農耕に従事することが出来たのである。即ち、戦亂による生活の脅威と壓迫とはなくなつた。然し、彼等の生活は決して餘裕のあるものではない。其れは徳川氏の初世に於て統治の方法が農民に餘裕を與へないやうに樹てゝある。彼の幕府の老中で權勢の聞へある本多正信の意見によると農民に對する政策としては次の如きことを云つてゐる。

「農民は國家の根本ではあるが彼等を統治するには方法がある。即ち、先づ百姓各自所有の田地の境目を正し、然るのち

一ヶ年間に彼等が要する米の高を見積らせ、其の所要高を差引いて殘高を年貢として納めさせ、農民に餘財あらしめては良くない。亦、不足せしめるのも善くない。之が統治の秘訣である云々。また更に勿論收穫に比例しないやうな多くの年貢を取つてはならぬ。農民を疲弊させれば田地に肥料を施す力が減じ耕耘をする勞を惜しむやうになり、その結果收穫を減退し従つて國家は疲弊し民衆は衰憊せざるを得ない。其れよりも恐ろしいことは、そうした状態に陥ると農民は怨恨の念を懷くから心を盡して民衆を撫育し、身をつめて國家を統治するのは眞の天道である云々。本多正信は農民の愛護を治者の義務の如く説きながら、政治の要は農民をして過不足なき生活をなさしめるに在りとし、彼等の生活に餘裕を與へて其の生活を向上させることを悦ばないで啻に治者階級の犠牲者たらしめやうと考へてゐる。

亦、家康も百姓には物質的の餘裕を與へないで、是又その生活の向上を抑へやうとする意見を懷いてゐた。されば校合雜記に家康の談話が載つてゐる「難儀にならぬほどにして氣儘をさせぬが百姓共への慈悲なり」と云へる一齣を忖度するも彼もまた農民は米穀を生産させる機關であるから社會階級では武士の亞に地位を置き表面だけ愛憐を垂れたのであるが實質的には生活に餘裕を與へないやうに武士等の生活物質を多く供給させ年貢の如き四公六民の制度は五公五民となり最も多いのは六公四民と云ふ苛酷の年貢を取立てる領主さへあつた。かくの如き苛稅を負はされては農民の生活に餘裕の生ずる道理がない。

農民は租稅を輸するためにのみ存在せるが如き有様であるのに、搗て、加へて幕府は農民に對し生活上に制度を設け次の如き禁令を出した。

農民は常に粗食に甘んじ衣服は木綿物に限る。分際に不似合の家宅を作ること止む。稼入には乗物無用のこと、凶歲の場合には、餛飩、麥麵、蕎麥切、饅頭、豆腐は勿論酒造等、此種飲食物の製造販賣を禁じ、加之、娛樂遊戯の如き常時の時に於ても制限を加へ、農村に於ける芝居、相撲、歌舞伎、淨瑠璃その他の興行を禁じ尙ほ藝人等の出入滞在を許さない。斯る禁制を布かれては百姓の悲しさは公然と精神的の享樂さへ味はへない。亦、慶安四年の御觸書によれば衣食住に

關する制限以外に、家庭生活にまで干渉した。其れは「みめかたち良き女房なりとも夫の事をおろかに存し、大茶を飲み物詣り遊山を好む女房を離別すべし」かうなつては農民は意志の自由まで奪はれてたゞ、田畑を耕作して年貢を輸するための道具に使はれた。

以上は史家の云ふ徳川幕府の創始期に當る慶長の初めから寛永二拾年頃まで約五拾年間に於ける農民生活の概観を説いたのである。

此の創始期の間に部分的ではあるが農民が恐れる自然の脅威に屢々襲はれた。慶長九年四月には關東に大洪水があり、八月には伊勢、尾張、美濃、近江地方に暴風あり、何れも農作物の被害多く、その秋には關東一圓凶作であり、拾二月には大平洋岸に海瀟起り沿岸諸所に被害少なからず上總では七箇村が跡方もなく洗ひ去られ、同拾年正月には三度の大雪害あり、四月には東海道地方に大洪水があり、五月から六月にかけ降雨なく田作の枯渴を怖れるとき七月末に大降雨があつて洪水となり、八月には關東にも大洪水があり、何れも作物は殆んど不作となる。拾一月には淺間山が燒け拾二月には四國地方に海瀟が起り、此の年ほど農民に不安と危惧を懷かせた歳はない。

更に寛永拾六年には凶作で全國の農民は碌々食へることが出来なかつた。其處で幕府は高札を立て、地方官に命じて救恤に努力せしめると共に收穫の乏しきを口實に納税を怠る者を糾明させた。亦、此年の凶年には格安に物質を供給して窮乏を凌がせたが、歳を超へても凶作の祟りで民衆は窮乏のどん底に落ち、田圃に於ては生活が出来ないので江戸へ集まりくる者が多い。

かうした自然の壓迫以外に尙も恐ろしい人類の迫害を受けた。それは徳川時代になつて秩序も立ち、幾分かは領主代官等の秕政も改まつたが誅求は今以て減じないので、農民が苛税云々を主張すれば斬に處し、凶作で年貢が滞納すれば酷く責められ、代官の秕政を訴へれば處罰されるので、農民の中には坐ても起つても居られないで、住み馴れた故郷を棄て、漂泊の旅に上るものがある。幕府は斯る農村疲弊と亡命者の多いのに氣が付き、之は要するに代官地頭などが農民の休戚を

考へないで苛政を行ふからであらうと、家光將軍の寛政拾年正月に分擔を定めて地方行政視察として巡檢使を諸國に派遣したが素々法制の上で農民に重い税を課するので、巡檢使の見廻りも農民に對しては餘り善き利目がないで亡命する者が斷へない。然るに農民が苛政に苦しむで離村すると云ふ實情を辨まへないで、權威ある儒官の一人は「當時諸國の民の耕作を嫌ひ米の食を悦び、百姓を棄て商人になる故に衰微したる村々多きこと承り候也」と爲政者の秕政を責めないで、その非を農民に塗りつけると云ふ謬見を陳べてゐる。而して領主の中には亡命した者で偶々他領で成功して、妻を娶り兒を産めば舊主の威力を以て原籍に引戻したものがあつた。然るに亡命者で落魄して乞食だの浮浪者になつた者に對しては、頓と構ひつけずに棄て、措くので、幕府は嚴令を發して法律上の犯罪者でない限りは亡命者を舊領に召還してはならぬと云ふ命令を諸大名に發したのである。

處が、前に述べた通り寛永拾六年の大飢饉はその後になつても民衆は飢餓から脱けることが出来ないので寛永拾九年になると窮民は江戸へ集まるもの多く、江戸の巷は餓卒をもつて充たされ、身には一枚の布片さへ纏はないで跣踵として食を乞ふものがあれば、古蓆を背中にかぶり倒れてゐる哀れなものもあるので、幕府は町奉行に命じて此等の浮浪者の原籍を調査し、領主代官をして彼等を扶けて原籍地に歸らしめ、また或者は假屋を設けて、朝夕に粥を與へ尙ほ諸大名には分に應じて農民を賑恤すべき旨の命令を發し、大名の一部を其の領國に歸らせ旗本も采邑に至つて農民の窮乏を救ふべく取計らせたが、此の慘狀を呈したのは勿論前年から凶作に基因するのではあるが一つの重要な原因は人口の増加率と土地の生産率とが同比例を以て進まなかつたことである。

江戸の開府から六拾六年目に當る明歴三年正月拾八日に未曾有の大火があり、火元は本郷丸山本妙寺にして烈風吹き捲くる日とて、猛火は隣りに四方にひろがり道程二拾二里餘を焦土と化し數萬の市民を燒死せしめ、亦、多數の者を路頭に迷はせ江戸は恰も戦時状態であつたが幕府は大體に於て機宜の處置を誤まらなかつたので、比較的速かに市民を安堵させ、従つて此の大火災後に家なき浮浪者を多く出さずに済むたのである。

空前の天災地變が續々と起つて上は武士階級から、下は庶民に至るまで非常なる生活苦を嘗めたのは、實歴の末頃から明和天明を通じての時代であつて、其の當時の災害でどれだけ多くの窮民だの浮浪者が出たものか、史籍の上では判明しない。去りながら検討したらそうした落伍者は夥しいものであらう。

これらの時代の災害を説く前に享保年代に起つた蝗虫發生の大災害を述べて見やう。其れは享保拾七年に山陽、南海、西海の各地に蝗虫が發生して禾苗を悉く害し多數の餓死者を出したのであるが、生存せる者の中で産を失ない家を離れ路頭に迷へる者の如何に多いかは言ふまでもない。幕府は應急の處置として諸侯に恩貸金を附與して一時の凌ぎをつけた。當時、伊豫國筒井村の百姓作兵衛は、此凶荒のために父と長男を失ひ、自分も飢死に迫つたとき傍らに麥種一斗ほど蓄へてあつたので、隣人は作兵衛にそれを食するやうに勧めたが、作兵衛は一粒も口にしないで「百姓の生命は此の麥種にある。種を絶やして終つては人々の生活の綱を斷つも同様である。況んや國用に應ずることが出来ない」と云つて、自分の生命よりも寧ろ麥種を尊重して飢へながら麥袋を枕にして、絶息した此の作兵衛が一死を賭して麥種を残したため、其村は次の年に麥に有りつくことが出来たと云ふ健氣にも哀れな話がある。かうした惨めな哀話から推して見るも此の年の災害は餘程酷いものであつた。

天明二年になると關東に大地震があり、同三年には關東大洪水、西國地方に風雨の害があり、淺間山の噴火とその大悲慘事を見る。其れから天明二年から四ヶ年に亘る奥羽地方の大凶作であつて、住民は生色なく彼等の多數は大飢饉の犠牲となつて殞れた。その慘話は聞くに堪へられない惨めなもので、此の大飢饉のために奥羽地方の住民は其の半ばを失つたと傳へられてゐる。即ち、當時その地方の人口は二百四拾七萬三千人であつて、此の半ばの百二拾萬人内外は餓死したと看做されてゐる。

異常なる天候不順に因り大凶作となり、加ふるに交通不便と民政の不振等で百二拾萬人内外の餓死者を出した奥羽地方

は、之がために無秩序、混亂、非衛生のどん底に陥つて、盜賊、浮浪、乞食は到所に横行して、放火掠奪子殺し捨兒など頗る多く、一村または一家全滅の不幸に沈むものあり、生残つた人々は人肉を喰ひ、犬猫を手當り次第に食ふと云ふ有様で、草の葉、草木の根など常食にするものは良いほうで、半死半生の間に骨肉のものや老幼男女が食物の奪ひ合ひをして烈しく泣き叫ぶ態は修羅道の活畫を到る所に見せてゐた。

奥羽以外の地方では加賀、越前などの北國筋も天明六年の大凶作で飢饉に苦しめられた。此の年は、日本全土を通して三分の一作と云ふ不作であるから、何處へ行つても多少の打撃を受け、民衆は米價の暴騰に脅威されたのである。

かうして奥羽地方に大慘事のあるときに、天明三年七月八日淺間山の噴火が起つて、信濃上野の一部は田畑が悉く荒廢して、死者二萬餘人と傳へられてゐる。斯の如き災害が起り被害地の人々は飢渴に迫るも、當局者が救恤の手段を執らないので、上野安中の領民は結束して城内に侵入しやうと騒ぎ出した。之に呼應して四方から亂民が蜂起し富豪を襲ひ掠奪を續けて上田城に迫つてから漸く鎮壓された。

此の頃に飢饉と共に疫病も流行したので、幕府は觸れを出して治療法を教へた。

以上の天災地異は當然米價の暴騰を促がして、大阪では天明五年拾二月には六拾二匁の米價が六年拾二月には一〇一匁五分に上り、更に七年六月には一八一匁乃至一八七匁に上つて一升百四拾文乃至百四拾六文の高値となる。然るに當路の有司は徹底せる救済策を考へないので、其の結果は所謂「天明のうちこわし」が起つた。

「うちこわし」は天明七年五月拾日に起り、貧民は一團となつて二日間に大阪市内の米屋二百餘軒を打毀し、掠奪を縱まゝにした之が導火線となつて、京都、伏見、郡山、堺、和歌山、山田、甲府、駿府、廣嶋、長崎その他東北、東海、中國九州の各都邑にも暴動が起きた。最も猛烈であつたのは江戸の「うちこわし」である。

江戸の米相場は豊年の歳には百俵拾七八兩であつたが、天明七年の春には百俵百八拾兩となり、五月には二百拾兩に上つたので諸民の生活苦は甚しく、五月拾八日になると貧しき者、無頼漢、浮浪の徒など一團となつて先づ深川の米問屋だ

の本所の春米屋を破壊し、以後二拾二日に至るまでに、其處彼處の富商を始め、米屋、乾物屋、酒屋を襲撃して騒擾が続いた。當時の記録に據れば「南は品川北は千住凡そ府内四里四方の内誰れ頭取と云ふことなく、此所に三百、彼所に五百思ひ思ひに集り鐘太鼓を打ならし、更に晝夜の分ちなく、穀物を大道に引出し切り破り奪ひ取り八方に持退きたり、初めの程は穀物ばかり奪ひしが後には盜賊加はり、金銀衣服の類をも同じ様に奪ひ取り」云々。斯の如き暴動が起つたのに幕府は漸く二拾二日に至り俄かに出兵に決し、町奉行出馬し先手拾人衆に命じ、暴民を逮捕し騒ぎを鎮壓したのである。茲に於て幕府は四民に令して、朝夕粥を食して消費を節約すべし。亦、米雜穀を廉賣し、金二萬兩と米六萬俵を出して窮民を賑恤し、尙ほ市内に四ヶ所の救護所を設け、浮浪者は云ふまでもなく貧民を收容し、一日一人に、米五合と錢若干を與へたので、人氣も次第に鎮靜したのである。

C

一揆又は暴動の起る遠因については勿論政治的に若くは經濟社會等々の關係に缺陷があつての事であらう。而して其の動機としては凶作と飢饉の脅威に因るもの、或は收斂の苛酷なるに基くもの、若くは物價の騰貴に所以するもの、凡て、民衆の生活が脅威される場合に、有司が機宜の處置を誤るので騒動が勃發するのであつた。

明和から天明を通じて此の時代には地方に猛烈なる一揆が續出したが、茲に其の重なるものを擧げると左の如くである
(一) 日光一揆 明和元年拾二月から翌年正月にかけ、日光街道沿線の百姓が團結して一揆を起した。原因は幕府が東照宮法會を行ふについで、高百石につき人足六人馬三匹の臨時課役を命じ、馬の不足の場合は一匹を五兩に換算して徴收しやうとした。農民等は其の以前既に再三再四苛税を課せられてゐるので我慢の緒を切らし遂に暴發した。那代は彼等の要求を容れたので漸く落着した。

(二) 佐渡の一揆 明和五年八月租税と檢地のことから佐渡の農民六萬餘人は佐渡奉行その他島廻りの役人等を殺害して騒ぎが大きくなる。幕府は、新發田、高田、長岡の各藩に命じて鎮壓させた。

(三) 唐津騒動 明和八年七月、唐津の農民が代官の命じた増税課役に應ぜず、二萬餘人が蜂起した。その團結組織行動が能く整つたので、到頭豫期通り三年間の年貢を猶豫させた。

(四) 飛彈騒動 安永二年拾一月、飛彈の天領に於て代官の暴政に反抗して、大野、吉城二郡の農民が騒起した。その中の七拾人は窃かに江戸に出て、松平輝高に訴狀を差出したるに悉く投獄された。此の不法なる處置を知つた農民數千人は團結して高山街道に立塞つて交通を遮斷し、然も、陣屋の所在地である。高山に輸する米鹽類の入るを助け、大原の陣屋を襲つて容易に包圍が解けない。幕府は諸藩の援兵を得て彼等を抑へた。

(五) 信濃の一揆 安永六年二月、信州高井、水内、二郡で納税延期を要求して許されないので、一揆が代官の役宅を襲ひ狼籍をした。

(六) 上州騒動 天明元年幕府は織物税の徴收を新に實施しやうとした。即ち絹一疋につき銀二分五厘、絲百匁につき銀五分を買主から改所に納めることに定めた。然るに江戸の商人は結束して織物類の買入を拒み、その年の市に 向かなかつた。かうなると上州五十三ヶ村の人々は商品の需用がないため餓死するの虞れありと潮の如き勢ひで高崎城に押寄せ且つ打毀を行つたので、幕府は此の織物税徴收を中止して漸く騒擾は鎮まつた。

(七) 新潟暴動 天明三年八月新潟の町人は苛税誅求に堪へずして暴動化し、奉行の率ゐる兵と戦ひ、結果は首魁等の死刑に處せられたので漸く鎮まつたが、農民の騒起して暴動を起すのは屢々であつても、町人階級で税政に反抗して一揆を起すのは稀有のことである。

D

文政拾一年頃から天變地異が續いて起り、先づ暴風雨に襲はれたのは九州と四國地方であり、拾二年三月には江戸に大火があつて焼死者二千八百餘人に上り、天保三年には全國一體凶作に苦しめられて爾後天保七年に至るまで、年々凶作が續いたので江戸市中でも餓死人だの多くの浮浪者を出し、刺さへ打毀の騒ぎが起り、米價は段々と騰貴して天保四年には

江戸の米價は一升百六拾七文となる。處が、大阪では同七年になると一升二百文に上り飢へに惱める窮民が多いので、同八年二月には遂に大鹽平八郎が首謀者となつて大暴動が起きた。その當時幕府の執れる江戸の貧窮民に對する救濟方法については項を別にして説くことにする。

E

徳川幕府瓦解の間際である慶應年間に米騒動が起り、江戸大阪、その他の地方に所謂打毀の騒ぎがあつた。處が、此の米騒動に關しては史籍の上で具體的に説いてない。たゞ、騒動の起る事情としては當時大阪高麗橋畔の張札を見ると領つき得られる。

「恐れながら、いま、自滅致させ呉れ候か又は米三百目位ひに致され呉れ候か、右兩用共出来難く候へば、上町初め市中墨に致候間恐ながら御返答承り度此段張紙を以て奉願上候」難澁者。御老中様と書いてあつた。蓋し市中墨とは焼いて黒くすると云ふ意味であらう。此の慶應の米騒動は打毀し後に米價は一時下落したるも、忽ち又も暴騰しその後ち征長事件が解決して、下關通船の自由となるに及び、全く下落せりと云つてゐる。故に此の時の騒ぎは交通杜絶によつて米の集散が阻止されたからであらう。

(三) 貧民と浮浪者に對する救護と其の施設

(イ) 概 説

徳川幕府の創始期に行へる救濟方法は其の多くが臨機的應變の施設であつて、常設的のものは稀れであつた。即ち、飢饉、水火災などの場合に於ける難澁者に對し、衣食を給し臨時の救助に當てる屋舎を設けて貧窮民を收容する等、此の程度の救濟に止むるのであつた。然し、幕府も創始期を過ぎると貞享年間には淺草と品川に溜りを設け、更に深川に慈悲牢を建て、享保年間には小石川に養生所を設けて貧窮民に對する施療を營むなど、漸く常設的に院内救助を爲すに至つた。その後、明和安永天明の年代を通じて大火災、旱天、飢饉、疫病等實に空前の天災地異が續々と起り、時局艱難その極に

達したとき、天明七年松平定信老中に任せられて以來在職七年に過ぎざるも、其の間の治績は多大にして、所謂疾風迅雷的に庶政の改革を行ひ、物價低落策、節約令、酒造制限令、圍ひ米の制度を立て、殊に江戸府内に於ける浮浪者を戒め之に産を授けるため、石川島外一ヶ所に人足寄場を設立する等は注目するの點が尠くない。

亦、町會所の建設と平常定式救助の如きも偉績として見るべきである。其れは江戸の町法を改正して「穀を圍ひ金を積む」と云ふ圍穀積金の制度を創めたのである斯くして非常時の恤救に備へ、亦、曝寒孤獨廢疾その他不時の不幸に遭遇せし市民の賑恤救濟に充てたのであつて、之を「七分金積立」の制とも云ふ。

寛政二年松平定信は江戸市民のために計つて次の如き制度を實施した。

過去五ヶ年間に於ける町費の調査を命じ、其の不用なものを除き、又節約し得るものは節約し、かくして得たる新豫算と従來數年間の平均町費とを比較し、その減差のうち一分は豫備に當て、二分は町務を掌る地主の所得とし、残り七分を町々の共同積立金となす事に定めて將軍の決裁を得た。而して名地主家主等に對し、嚴かに町法改正に關する訓令を發したのである。此時幕府は金貳萬兩を與へて積立金に加へさせ、年々七分金を積立て此金をもつて米を購ひ又土地を買ひ置き、其の蓄積に依り江戸市内の貧困者、孤兒、老癯者、療養の途なき人々を救濟する常設的救貧事業經營の基礎となせるのである。其處で町會所を淺草向柳原町に設置して、積立金の管理所とし、次いで、此の向柳原町と、神田、深川、小菅の各所に倉庫を設けて糶を貯藏し、町會所へは名主等が日々交代で出勤し事務を取扱ひ幕府は之を監督するのである。此の七分金を以て救助する者は左の如き類ひである。

- 一、疾病に罹りたる者、白米と錢とを與ふ此の救助期間三十日、五十日、百日以上に分つ。
- 一、火災急場の救助、罹災者に對し其の日より六日まで握飯等白米三合宛を與ふ。
- 一、類焼の貧民には特に米並に錢を與ふ。
- 一、捨子、行路病人、水災、風難、震災等何れも救恤す。

此の町會所は寛政三年（皇紀二四五一年）から八拾二年間繼續して、明治五年に廢止となり、之に代つて置かれたのが東京營繕會議所である。此の廢止以前の明治元年五月官軍に町會所の資産を引渡したのである。その當時に於ける資産は左の如くであつた。

玄米二百九拾六石餘
 白米 百九拾三石餘
 粃 三拾二萬七百拾一石餘
 現金 二萬千九百九拾五兩餘
 貸附滯金 二拾萬七千六百七拾五兩餘
 別段貸附金 二萬五千兩
 地所 千七百五ヶ所

七分金制度實施以來八拾二ヶ年目には恤救に費やした以外に前記の如く資金が残存してゐた。

(口) 小石川養生所

徳川時代の細民救護の方法は現代の如く大體に於て(一)居宅救護(二)院内救護の二種にして、火災水難等非常の場合にはお救ひ小屋と稱し假設の收容所に據らしめ衣食を給與したのであるが、鰥寡孤獨の窮民とか無宿非人又は浮浪の輩らは院内救護に據る(一)寄場(二)溜り(三)養生所等の施設に收容したのである。

幕府の養生所は享保年間に醫師小川笙船の献策により設立されたる施藥救療の施設にして、享保八年にその事業を始めた。當時町奉行から江戸中の名主に達した入院規則とも云ふべき觸書を見ると次の如くであつた。

今度小石川御樂園内(現在の植物園)病人養生所を設けられたるに付、町々極貧の病人にて藥も給し兼候者或は獨身にて病氣なるも看病人もなく、又は妻子あるも皆病氣にて養生もなし難き者の類は養生所に入り、滞在して治療を受くべし。

尤も治療中は食事より衣服夜具等まで扶持し、諸事不自由なき様に仰せ付下され候間、其身歩行叶ひ候者は格別、若し歩行なり難き病人は家主或は親類店請人又は相店の者なりとも相頼み、支配所へ申出名主吟味の上判鑑を持たせ四ツ時前後より七ツ時まで(午前拾時—午後四時)の内養生所に差出すべし。

養生所へ晝ばかり通ひて療治を請けたしと思ふものは、其所の名主へ申出で名主の印鑑を持ち直ちに養生所に参り治療を受くべし。

右の通り相心得療治受けたき者あらば養生所へ差越すべし。右等難澁の病人を暫し世話するを面倒に思ひ訴へ出ざる様に取計ひ、差留めたること相知れ候はば名主五人組の落度たるべし。

斯くして入院數百五拾名と定め、病棟五舎に區劃し、入院の期間は八ヶ月以内に限り、處が、奉行からの觸書にも定めて在るが如く「右等難澁の病人を暫し世話するを面倒に思ひ訴へ出ざる様に取計ひ差留め置きたること相知れ候はば名主五人組の落度たるべし」と云ふ嚴しい達しであるから町内の何處にでも貧しくて病める者があれば救療の手續をしないと所罰さると思惟し道路に行倒れた病人であれば無宿浮浪の者でも之を扶け町役人が養生所に運び込むと、定居的の極貧者に限ると刻つけるので、町役人等は斯る手續の煩瑣から此の施設を利用しないので、享保八年には「寄子の類たりとも極貧にして藥をも給し兼候ものは取調べ養生所へ差遣すべし」と改めたので、町内定居の細民でなくとも入院が出来るので町役人の中には氣轉を利かせて浮浪無宿の輩らでも病人であれば、某々方寄子の名義で入院させたのである。此の創養生所も慶應元年になると幕府の經營を離れて、醫師の多紀養春、多紀守洲、吉田貞順、高島祐庵、中村周伯等五名が繼承し貧民病院と稱し經營せしも幕府倒壞の後ち間もなく此の私設となつた救療事業も罷めて終つた。

(ハ) 深川の慈悲牢

幕府は浮浪者物貰ひ「こもかぶり」等いづれも不生産的の生活に流れる輩らを一定の場所に集め勞働を課するため、貞享年間に深川鶴歩町に「慈悲牢」と稱し、強制收容所を設けたが約二十五年を経てから正徳年間に之を廢止した。然るに

其の後、無頼の徒、浮浪者、物貰ひなど市内を徘徊して良民の迷惑を被るものが少なくなないので、會て六拾餘年前に廢止した彼の慈悲牢を模して、安永九年深川茂森町に無宿養生所を設けた。之は江戸府内の繁昌するにつれ、非人××物貰ひ、こもかぶり、願人坊主などの數が増して、犯罪その他種々の弊害を生じたので、此等に對する救護の上から其の施設の一として、犯罪防止を目的に「慈悲牢」と稱し、強制收容所に等しいものが出來た「御府内雜記」に據れば次の如き記事が載つてゐる。

先年牧野大隅守（成賢）様御思召之由にて、深川六萬坪邊に慈悲牢と名づけ、無宿、こもかぶり、無罪なる者を御入置被成候て、病人に無之分は何にても職分被仰付その上産れ國方へも段々御たづねありて、一年も二年も御養ひその上にて歸國も可被仰付之思召にて有之、御催し及び候と承り候處、只今は其沙汰無之故、是等は廣大なる御慈悲にて候、盗人と相成候初めは食物無之故の事も多かるべし。右の慈悲牢の思召により御府内之御取締り方第一番に可相成事に候、又悪く取計ひ候はば破れにも可相成候事に候、せめて小兒の菰かぶりの内には生長して人間に可相者も有之べく哉と奉存候云々要するに正徳年間に廢止せる慈悲牢の復興であつて、此度は防犯のためと尙ほ年少の浮浪者教育等に重きを措き經營せるのであつたが、幕府にては如何なるものか此の折角の施設も經營すること僅に六年に過ぎないで、天明六年に至り廢止となる。然し、之は後世に設けた「人足寄場」の前身とも見られる。

(二) 淺草と品川の溜り

本項に於ては徳川時代に於ける生活層の最も低い窮民の救済及び施設と其の消長を説くことにする。

「溜」の制は今から二百五拾一年の昔に當る貞享四年三月淺草に溜りを設け、尙ほ同年九月に品川溜りを設けた。其の起原は町奉行北條安房守より非人頭車善七へ二人の囚人を預けたのが始まりで、最初は善七の屋敷内へ二間に五間の長屋を建て、其處へ收容したるに年一年と被收容者が増加するので、元祿二年七月に善七の願に依り、淺草の俚俗揚畑（千束町）

に間口二拾四間奥行四拾五間即ち九百坪の地所を下渡され此處に三間に七間の建物一棟と三間に拾間のもの一棟に女溜り二間に四間のもの一棟、合せて三棟此の建坪六拾坪の建築費は善七が負擔し、後ち建物の模様替へ等の費用は寶曆年中から幕府より給附された。

品川溜りは貞享四年九月に當時の加役（盜賊火附改め役）井戸新右衛門から品川非人頭松右衛門に囚人一人を預けたのが始まりで、其の後奉行からも囚人を預り、最初は松右衛門屋敷内の非人小屋を溜りに用ゐたが、漸次被收容者が増すので、元祿拾三年に町奉行松前伊豆守、保田越前守へ出願して、松右衛門の屋敷續き五百二拾三坪四合を下渡されたので、此處へ二間に七間二階建のものを松右衛門の自費を以て建築したるに同拾五年二月類焼せるにより、翌月町奉行から金百兩を下渡されて。更に二間に五間の二階二棟と女溜りを建築し、その後修繕等の場合には費用を支給されたのである。斯の如く溜りは二箇所とも囚人を預かるに始まつたもので、之は輕罪の未決囚にして病氣に罹る者に限るのであつて、享保七年及び寛保二年の溜り制度に依れば「牢舎申附候もの最初より溜へ遣す間敷候。然しながら入牢の上重病のものは御仕置伺置候者にも溜へ遣はし可申事。但し逆罪のものは病氣にても溜へ遣はし申間敷事」とある。即ち、溜りは病囚を收容するために設けられた病檻の如きもので、附帶事業として行旅病人、行旅の狂人は勿論非人の病者等を收容したものである。

徳川禁令考中「無宿片付の部に」——處刑済にて可相渡筋有之者は引取人を呼出可相渡、引取人無之者は門前拂ひ、但し病人は快氣まで溜預け」とある。其の他無宿取片付に關する當時の伺指令等は何れも無宿者引取人なく病氣に罹り居る者は全快まで溜預けとしたのである。

天明八年拾一月に當時の老中松平越中守定信から、町奉行へ達しがあつて溜りの取扱方一部が變更され左の如き前科者も收容することになつた。

「小盜を爲したる科にて敵又は入墨の刑に處せられたる者、出牢の初り身柄引取人なき無宿者は自今門前拂ひにいたさず

して直に溜め預け申付、追て佐渡へ水替人足に差遣す事。亦、天保年間に水野忠邦の申付により市中を徘徊する無宿の非人(寄非人又は野非人の類)を淺草溜りの後ろに新營して其處へ收容した。而して收容を始めてから三年後には手業の收入を以て経費を賄ふことにしたので、経済的にはかなり困難したやうである。因に彼の淺草紙は此の溜りで健康者に製造させたのが起りの原であると云ふ。

淺草と品川の兩溜りへは元祿拾二年以降奉行所から預け人に對して扶持を給し、享保七年に於ける此の扶持高を見ると一日一人にき黒米五合雜用錢拾五文病人の藥代若干を與へたのである。

要するに溜りは逆罪(親主人師匠等を殺傷したる罪)以下の囚人で重病に罹りたるもの、無宿の行旅病人、無宿の狂人無宿輕罪者の處刑濟のもの、無宿の非人等々を一時的に又は長期に收容救護せる所で、即ち、牢獄と救療と更に浮浪者保護との総合的施設であつた。

(ホ) 人足寄場

設立の目的

江戸時代に於て人足寄場と稱する出獄人并に浮浪民の收容所は、徳川家齊將軍(拾一代)の治世に當る寛政二年に設されたもので、其の發頭者は幕府の加役長谷川平造宣雄である。彼れ長谷川平造の任する加役なる官職は常に盜賊火附等を檢擧取締るもので、長谷川平造は加役方に任してより多年の経験から觀察するに、犯罪の減少を圖るには先以て犯罪豫防に重きを措くのが肝要である。即ち、出獄人の如きは之を適切に保護せざれば又も犯罪に陥り易く、亦、浮浪民の如きも保護を施さねば遂に犯罪者となる虞れがあるので、時の老中松平越中守定信に獻言して人足寄場を創設したのである。而して此の人足寄場に收容する者は(A)赦以下の刑に處せられたる刑囚にして親戚故舊の引取人なき者(B)當時「無宿野非人」又は寄非人と唱へたる類ひの浮浪等を收容せるのであるが、此の「無宿野非人」又は寄非人なるものは非人頭の支配に屬せざるもので、是は、其の當時に於ては江戸府内に四人の非人頭がゐり、府内を四分して銘々が支配地域を

定め、所謂此の繩張り内の非人を支配したるもので、淺草の非人頭は車善七、品川非人頭松右衛門、深川非人頭善三郎代々木非人頭久兵衛など、かうして四人の非人頭がゐた。處が、此等非人頭の支配下につかない俗に云ふ「モグリ」の非人が多く、此のモグリは漂泊的の浮浪者である。其處で幕府は此のモグリをも人足寄場に收容したのである。舊記によれば人足寄場の創設された當時は天明大飢饉の後であつたから、困憊せるものが近國は云ふまでもなく遠く奥羽地方から放浪して、江戸の巷に集中する浮浪民が却々に多く、悲惨の狀は實に哀れを極めたもので之を清掃する必要にも迫つてゐたのである。其の寄場の設けられた場所は石川嶋の石川大隅守屋敷裏と更に分場として常陸國筑波郡土郷村と尙ほ幕末の文久二年三月に北海道函館と斯の如く三ヶ所に設けたが土郷村のほうは設立後間もなく廢し、函館のほうも間もなく廢止となり徳川幕府の瓦解まで存続したのは石川嶋の寄場だけである。

諸制度及び豫算

寛政二年二月幕府老中松平越中守定信より、寄場に關し、加役方長谷川平造に向け左の如き達書が發せられた。

此度無宿共を「役方」人足に被仰付候右御用可相勤場所の儀は石川大隅守屋敷裏沼地壹萬六千三拾坪御用地に相成り右の内へ取建被仰付候御普請奉行へ相談其方へ請取地所築立等の儀追々可被相伺候右の場所は以來加役方人足寄場と被相唱候。かう云ふ工合に人足寄場は佃嶋に隣接せる石川嶋に設けること此の人足寄場は加役方の所管であること、寄場の被收容者は人足と唱へること等を達したのである。

更に此の寄場に關する制度等を定めて之と同時に通達された。其れは(一)被收容者に課する作用の件(二)被收容者が課せられたる作業を勵み眞面目に働らく者に限り解放する場合の處置に關する件(三)被收容者處罰の件(四)寄場警衛の件(五)豫算に關する件(六)被收容者場外就業の件等で次の如き達しである。

(一) 此度加役人足寄場取建被仰付候に付人足作用の儀は勝手次第等得手の儀を爲致可申候

(二) 職業出精致し渡世相續可致弊に相成候者は寄場差免し家業可相成程の手當差遣はし、身寄の者へ引渡し身寄無之者

は其者出生の所の名主或は地役人へ引渡し、家業爲致様に可被申渡候

(三) 職業を怠り又は申付を不用者等入牢その外咎め申渡候儀は其の度々の伺ひに及ばず存寄次第可被申付候

(四) 重病又は長病の分は溜へ預け申付輕き儀は寄場にて手當可申付候

(五) 門出入嚴密に致し立入候町人共は鑑札相渡し亂りに無之様に可致候

(六) 火の元の儀入念被申付候

(七) 寄場諸入用當年は米五千俵金五百兩 來年よりは一ケ年米三千俵金三百兩の積りを以て御勘定奉行へ相談入用次第可被請取尤も年々の仕拂の儀は御勘定奉行へ可申開候

(八) 人足共追々相増候節は藏人足其外は普請川渡等の場所へも差出し候様致し其外も遣ひ方心付候儀は追々可被申開候
人足寄場に關する制度は前記の如く概ね條目が八ヶ條を以て定めてある。此の中で豫算については創設當年米五千俵金五百兩、來年より米三千俵金三百兩云々と見積つたのであるが、其以後とれだけの經費を要したのか、之を江戸會誌に依つて觀ると、寛政五年の支出高は米百九拾一石一斗三升四合一勺九才、金五百二拾八兩と銀五匁九厘四毛とであり、文化拾四年には米二百五拾六石二斗二升六合六勺、金七百四拾一兩と銀四匁五分一厘、弘化二年には米七百四拾一石九斗七升八合金二千四百九兩二朱と銀五匁六分五厘となり、更に舊記に依れば天保八年から同拾二年まで五ケ年間の支出に對し一ケ年の平均額を見ると人足一人につき米壹石五斗六升餘、麥七斗九升六合、銀百七拾二匁五分四厘とあり、米麥消費額よと割出すと、此當時に於ては創立の頃と異なり米六麥四の割合らしく、そうして一人一日の食量は平均六合五勺弱に當り、一方銀目のほうは收容室の修理並に勞働賃銀にも當て尙ほ其他總ての雜費に充當したとあるが、之を今日の金額に換算すると貳圓八拾八錢に當るらしい。物價の低廉であつた當時と今日と比較にはならないが、以上の記録で見ると經濟の方法餘程宜しきを得たやうに思はれる。

設 備

收容室はいづれも四間半に參間に仕切り、三方は羽目板張りで表の一方だけが三寸角の格子であつて牢獄に似た構造である。室内では役付に限り疊に据はり他は薄縁りである。即ち役付は一人一疊で他は一疊に二人又は其れ以上の割當てあつた。其れから收容室の出入については役所の元締役と下役が鍵を持つて、毎朝各室に臨み人員を點檢してから室外に出し、夕刻は彼等が仕事を終へて入浴歸室するときにも人員を點檢し戸を鎖し夜間は絶対に出入をさせない。之によつて觀ると人足寄場は拘禁制を以て強制的に勞役を課したものである。

此の寄場の敷地は前に記せる如く寛政二年石川大隅守屋敷裏腹沼一萬六千三拾坪を埋立て其處へ設けたのであるが、翌年大隅守は廻町永田町へ宅替へととなり、その屋敷跡も寄場の敷地に加へられ約二萬坪の廣さとなり、其の敷地内に一番から六番までの收容室六棟とその外に老人室と病室各一棟を設け別に工場二棟が設けてあつた。

人足寄場創設の發頭者長谷川平造を起用して最初の寄場々長に補し、寛政四年六月四日長谷川に代つて加田鐵太郎が徒目付から人足寄場奉行に任し、幕府瓦解に至るまで奉行を置き格式は下奉行格であつたが、後には頭格に進め、祿高二百依二拾人扶持を給し、屬吏としては小普請世話役格三人高五拾俵三人扶持、此以外手業掛三人、見張鍵番三人、春場掛三人、蠟燭製造掛一人畑掛一人、油絞方掛八人、新見張番二人、門番八人、以上は何れも高二拾俵二人扶持を給せられたものである。亦醫師一人高不詳扶持三人扶持を給せり。

掟 書 と 條 目

新に人足寄場に收容すべき者に對しては、加役方白洲に於て掟書を讀聞かせる。此の場合には加役方元締役及下役は云ふまでもなく、當日見廻りの町方與力小人目附一同列席の上で威儀嚴肅に元締役これを讀聞せた後に、寄場に送致收容したもので茲に其の掟書を掲げることとする。

其方無宿の者に付佐渡表可差遣處此度厚き御仁恵を以て加役方人足に致し、寄場へ遣はし銘々仕覺候手業を申付候
舊來の志を相改め實意に立かへり職業を出精いたし、元手にも有付候様可致候

身元見届候は、年月の多少に構ひなく右場所を免し、百姓素性のもは相當の地所を下され江戸出生の者は出生場所へ店を持たせ家業致させべく候尤も公儀よりも職業道具下され候歟、又は其の始末により相應の御手當有之べく歟若又御仁惠の旨をも辯へず申付に背き職業無精致候歟、或は悪事於有之者重き御仕置申付者也

かうして收容される者は(一)會て前職であつた仕事に就かせるから勤勉に立働らくこと(二)曲つた心を改めて職業を勵み將來世に出る場合に於ける生業資金を溜めること(三)收容は無期限であるから收容中に成績が良ければ何時でも解放すること(四)解放された者に對しては嘗て農業に従事した者には情狀により土地を給與し江戸出生の者には商業又はその他の家業に就ける様に職業用の道具だの資本金等を給與する(五)課せられた作用を怠けて爲さない者と悪事を爲せる者は處罰すること斯の如くに掟を守らせる。

- 更に寄場内に掲示した掟の條目は次の如きものである。
- (一) 此度人足に申付候上は職業に出精致し渡世相續可致躰に相成候者は寄場差免し家業相成べき程の手當を差遣し身寄の者へ引渡し、身寄なき者は出生所の戸主或は地役に引渡し家業相續爲致候事
 - (二) 寄場逃去り候者始末により死罪
 - (三) 寄場に於て盗みいたし候者は、死罪或は入墨敵
 - (四) 徒黨ケ間敷儀致し候者死罪但し始末に依り御定書に準し御仕置可申付候
 - (五) 寄場に於て博奕致候者死罪或は遠嶋重敵
 - (六) 職業不精又は申付を用ゐざる者手錠、入牢、其の始末に依り咎め申付候、而も用ゐざるに於ては遠嶋申付候事
 - (七) 博奕又は悪巧致候者有之趣申出候ものへは其の品に依り相應の褒美を可差遣候事
 - (八) 門外に出候儀堅く可爲無用事
 - (九) 火の元入念大切に可致候事

此度御仁惠を以て佐渡並に在溜差免し候上は右の條々堅く相守銘々職業可致出精もの也。

以上掲ぐる條目の中で「此度御仁惠を以て佐渡並に在溜差免し云々」とあるは、當時苦役中の苦役と云はれた佐渡金山鑛内で働らく水替人足に就かせること、其れから非人頭に隸屬させて生涯浮ぶことと出来ない非人溜りへ送致することを免するのが即ち御仁惠に依るのである。その當時の巷説によれば佐渡金山の鑛夫となると、如何に頑丈な身躰の持主でも三年の生命が續かないと云はれるほど酷使されたもので敵以下で釋放された囚刑にしても、斯る苦役を課せられる佐渡送りを欲せざるは無論である。然るに寄場が設けられてから佐渡送りは見合せとなり、亦、無宿浮浪の境涯に陥つた者は由來非人頭に隸屬させて、淺草、品川等の溜めに收容され人格を享有しない賦民階級に墮落されたのに、其れが寄場が出来たので、賤民階級に墮さないで、所謂平人としての社會的地位を保つことになり、茲に斯る無宿者に對し善處の途が講ぜられて來た。

收容者の數

人足寄場の收容數はどの位ひの數に上れるもの乎、年次を追ふての記録は見當らないが設立役の四年目に當る寛正五年には一日平均百三拾二人であり、文化文政に至るも餘り増加を見ないで、一日平均百五拾人位であつた。然るに天保時代に入り徳川家慶將軍の下に水野忠邦が幕閣の主班となつてから風紀の矯正と保安の維持に深く意を注ぐので、江戸拂以上の重刑に處せられた者も寄場に收容したので天保七年には四百六拾人を超へ、亦、天保の大飢饉に禍ひされ浮浪者に陥るものが多いので、弘化二年には一日平均五百八人に上り以後幕府瓦解の當時に至るまで一日に五百人餘りを收容したと云はれてゐる。

被收容者の課業と種類

被收容者は寄場掟書の通り銘々得手の仕事に就かせるのが原則ではあつたが、被收容者の前職は多種多様であるから實際ではさうばかりは行かない。故に大略左記の職業に就かせたらしい。

紙漉、鍛冶、籠拵へ、屋根葺、竹笠、彫物、元結、草履、細細工、農業、錢差し、烟草切り、髪結、大工、左官、米搗人夫、其他

就業時間は朝は五ツ時（午前八時）より夕は七ツ時（午後四時）まで八時間労働であつたが、然し日の長短によつて労働時間にも伸縮はあつた。賃銀は仕事の種類と時間の長短によつて高低があり、工賃は三分の二を毎月末本人に渡して消費は彼等の自由にまかせ、三分の一は領置して出場後の資本に充てしめる。國史辭典には出場の際に五貫文乃至七貫文を與へたとあるが之は彼の掟書に定むるが如く「公儀よりも職業道具下さるか又は始末に依り相應の御手當可有之候」としてあるので、積立の賃銀以外に前記の金額を特別に給與したものと見へる。

被收容者の處遇

主食物は下白米六と麥四の割合で食量の増減は労働の輕重をもつて其の量を定め、即ち、普通の勞役に就くものは五合食を給し、油絞り米搗の如き過重の労働に従事する者には六合又は七合或は八合乃至一升までを給し、副食物は朝夕とも味噌汁に香の物、晝は野菜若くは魚類と香の物を給するのが原則であるが、晝の副食物に限つて彼等の賃銀中より賄つてゐた。特別の給食としては正月三ケ日は雑煮餅と鹽鮭を與へ、開場記念日、二月稻荷祭、五節句等には赤飯と煮へ七月中旬元には素麴、八月、九月の月見には團子汁、暑中一回だけ鱈汁を與へ、尙ほ酷暑中は暑氣拂として日々避邪湯が與へられた。

被收容者が疾病に罹りたる際は病室に看護人（被收容者）を附添はせ、輕病のものは自室に於て服藥させ、傳染性の疥癬等に罹る者は日々藥湯に浴させ、病人の食量は米麥當分のもの四合食を與へ、朝夕の副食物には特に汁を與へ就業上より貯蓄したる領置金の工賃も場合によつては其れを下渡して本人嗜好の食品を購求させ、重病者に對しては粥食を給したのである。そうして重病者に對しては日々診斷の上投藥し、その他の患者は隔日に診察することになつてゐる。

其れから死亡者あるときは、元締役下役の中一名、町方與力同心小人目附等立會ひ、檢視してから下役一名附添ひ人足三人で千住回向院の墓地へ送り埋葬したのである。

二

着衣は誰れの眼にも一見して寄場人足であることを知り得るやうに世間普通の物と異なり、恰も現今懲役囚の着衣に似たる栗梅色にして、其れへ水玉を染抜きたるもので、たゞ、人足でも役付をもつ者に限り水玉の染抜きなしの栗梅色の無地を着用させた。着衣は年に二回取替ゆる規定で、夏は單衣冬は縮入にして、春と秋に着る袷を省き夏から冬へ冬から夏へと飛び越したものである。その他寝具も給與されてゐた。其れから收容當時の着衣一切は領置されて釋放のときその儘渡されたのである。

教化

此の人足寄場にては被收容者に道話を聽かせたのである。其れには心學者一名を聘し毎月三日に一同を一室に集めて聽問させた。此の心學者には年末に手當として銀五枚を與へたのであるが。現代に於ける刑務所の教誨師と同様のものであらう。

(へ) 積極的救濟事業と印旛沼の工事

窮民浮浪の者に對する救護施設と其の事業の方面に於ては、院内救助の如き當に消極的のものばかりでなく、更に積極的に勞力需給調節の立場から、非人浮浪の徒を需要地へ移送せしむる等の政策も實行されたことがある。其れは彼の天保年間老水野忠邦の發案に關する下總印旛沼一部埋立工事に多數の浮浪者を使役させた。然し之に關する具體的の記録は見當らないが、當時「蟻の念」と云ふ或人が幕府に献策した結果實行されたが詳さにその有様は判らない。

四 諸藩の浮浪者救濟施設

徳川時代に於て幕府の施設以外に諸藩が窮民に對し、救濟の實を擧げたるものは蓋し少くはない。就中、浮浪乞

食の輩らを救済して出色あるものは、金澤藩主前田綱紀の經營せる非人小屋の制である。そは、今から二百七拾餘年以前の寛文六年に綱紀は先づ領内の乞食を調査し之を救恤したが、同九年に至ると領内の民は凶饑に遭ひ、或者は流亡し尙ほ乞食に零落するもの多數に上るので、翌年城南笠舞の地に四拾五棟の屋舎を新築し乞食を狩集めて收容したるに其の數約二千人に達した。收容舎は何れも平家建で一棟四拾人宛を收容し、その他園ひの土地は六千坪で此處を御小屋と唱へた。被收容者に對しては一日一人につき男は米三合、女には二合、他國人及び病者等には男五合女二合五勺以上を與へ、その他鹽薪等を給し更に時服を着せ病者のためには特に病舎を附設し、專任醫師數名を置いて診療の任に當らせた。收容の方法は(一)町奉行及び郡奉行の申告に依るもの(二)自から來所して收容を請ふもの(三)御小屋附の足輕をして日々金澤の城下を巡視させ、乞食、病人、飢人等を認めれば自領他領の區別なく之を收容せるのである。而して被收容者の技能とその有無を調べ、技能に應じて各自その業に服させ技能なき者には草履草鞋の類を作らせ之を販賣して純益を貯蓄し以て漸次獨立自營の資に充てしめた。

創立の當初に工作の資として藩庫より金拾貫目を貸付たが數年を経るとその全額を償却し、然も經營の資を備ふるの好成績を擧げるに至つた。

亦、收容中に生業の計を立て退去するものには衣類金品等を給與し、或は知己親類に引渡し、或は需めに應じて僕婢に遣はし若くは移住歸農を奨励し、又は男女を配合して一村を新設させて器具資本を與へて荒野を開墾せしめる等その實績の見るべきもの多く、爾來二百年の間前田家は累代之を繼承して明治維新と廢藩置縣に及むで此の施設は廢止されたのである。

而して綱紀の代に於て此の非人小屋の被收容者を移して、新たに農村を建設して現在まで存續せる村が二つある。其の一つは石川郡の野村の某部落であり、一つは河北郡中條村の某部落にして、斯の如く一村を建設したるには貢獻者がある其れは前田氏の領民後藤太兵衛である。寛文拾一年太兵衛は私財を投じて荒蕪地を開墾するに當り、領主綱紀に請ふて非

人小屋の被收容者を其の地に移し開墾に従事させ遂に良田數百町を得た。之が即ち野村長坂新村である。

超へて二年の延寶元年に綱紀は篤農家伊兵衛を擧げて、河北潟の涯に拓地の事に當らせ非人小屋被收容者より屈強の者二拾四組を移して開墾に従事させ僅か一ケ年にして先づ四拾石を獲め遂に一村を建設した。之が即ち河北郡中條村の鴻端新村で當初村民僅に二拾餘人に過ぎないものが、漸次人口増加して大正の中葉頃には二千九百餘人を算し、收獲も増加して二千七百石餘を得るに至つた。村民は綱紀の恩徳を深く感激し、後ち祠を建て、毎年祭祀を行ひ之を「御小屋祭」と稱したのである。

公けの施設でなく個人の經營によつて窮民を集め生業を授け以て一村を建設したものがあつた。そは、播磨國飾西郡則直村の三木勘兵衛である。勘兵衛は嘉永三年に村積きの荒蕪地を開墾しやうと、伊豫及び中國邊から貧民を集め、之に衣食住共に給して開拓に従事させ四年ほどを経ると一つの村落をなすに至つた。處で、此の開拓事業の最初に當る頃の窮民は概ね、浮浪、無頼等烏合の衆で頗る人氣が悪く指圖を授めれば鬼かく徒食に流れる弊風があるので、勘兵衛は考慮を運らした結果、宗教の力に依つて之を教化するを最も良策とし、乃ち一寺を建立して其の感化善導に努めたので、以後人氣漸く革まり勤勉相勵むの良風を馴致し、茲に居民永く勘兵衛の徳を慕ひ、村を勘兵衛新田と稱し同村は今尙ほ現存せりとのことである。

寛文拾年に前田綱紀が非人小屋を設くるや、之と殆ど同時と云つてもよい。寛文拾一年頃に尾張藩に於ても御救小屋なるものを設け窮民を收容して救済に當つた。處が、東海道樞要の都市に斯る施設が營まれたので、各地から乞食浮浪の徒輩が多數に集中し寧ろ自領の者より他領の窮民が多く押寄せるので、段々規模を擴張しても收容に堪へざる状態に陥つた況んや同藩では一時の惠與的救済に主眼を措き、何等投産の途を立てず従つて秩序なく組織なく徹底を缺くので、建設したお救ひ小屋を中心に邊りに貧民が輦集して、固定的であり世襲的の一大貧民街に化して終つた、其れは現今の名古屋市中區奥田町がその遺物であると言ひ傳へられる。濫給の弊の恐るべき以て知るのである。

第五節 明治維新と其の後の浮浪者

一 明治初年代の窮民と浮浪者

(イ) 三田教育所

明治元年（皇紀二五二八年）四月東征大總督の江戸入城となり、七月江戸を東京と改稱し拾月、車駕東京へ行幸あらせられ、爰に名實共に帝國の首都となつたが、政治的に大改革が行はれた維新勿々の際とて、諸般の事物未だ俄かに革まらない。殊に幕末の慶應年間より物價騰貴して府内に米騒動さへ起きて、市民の中には難澁を啣つもの多く此の當時薩摩の市木四郎氏が東京の市井とをその態を日誌に掲げた一節を見ると次の如き状況であつた。

「江戸瓦解の東京府内の情況は貴賤貧困を極むること譬ふるにもなし舊幕臣悉く各所に流離轉落し、其の居宅皆變して草木の藪となり、諸侯大中小の邸宅も荒廢を極め、八重葎軒を蔽ふ昔は壯麗を誇りたる大名小路も悉く廢墟に變じ、市街の商賈工匠も過半退轉して、小民は饑餓に陥り、中にも番町、深川、本所、下谷の地は滿目空屋にして腐朽累々たり又城内としても本丸は燒燼の儘に荒れ果て、狐狸の巢窟となりて草木徒らに繁り目も當てられぬ有様なり、西丸は殿閣のみ依然たりと雖も、無主無人なれば廢頽する所多し、但し内外三拾六見附の門樓のみ残りて舊觀を保ちたり、二年の御東幸以來漸く民業稍々開けたれども昔に比すれば十分の一なり、従つて人心恟々堵に安んぜず中略、人民愁苦を訴ふるにあり下略

斯の如く明治維新當初の東京は所謂小民の生活苦に憫むものがある。茲に於て乎、江戸時代より窮民救済に盡し來れる町會所は、窮民へ米と錢とを給與し、或は米の廉賣を行ひ（百文に二合五勺）尙ほ焚出しを爲せるのであつたが、市内には窮民多く街路には乞食浮浪の徒の徘徊すると云ふ慘狀を呈してゐた。

明治元年拾一月政府は貧民救済策を講ずるところあり、翌二年九月には市内の乞食を舊里に歸へして再出を禁じ、亦、

三田に教育所を設けて窮民を收容した。

六月には太政官より棄兒養育法公布され更に行旅病人に關する救護及び埋葬等の件も公布されたが、維新の際とて常設的の救護施設は具現されない。即ち、明治三年に設けたる三教育所も結局は臨時のもの、明治五年九月二日に廢止となり、被收容者の中で勞働能力のあるものは人夫請負業者福島嘉兵衛の願に依り同人へ引渡し、老幼癡疾等百二拾四人は各區戸長に引渡し、此等の中の（一）六拾歳以上并に癡疾者には一人一日白米三合と錢三百文宛（二）拾三歳以下の者にして孤獨若くは家族多く活計行届難きものは拾三歳に達するまで一日一人白米三合、錢三百文宛（三）親子連屬の分、之は拾三歳以下六拾歳以上にして親子兄弟あり差向き活計行届難き者には一時限りの手當を與ふ。而して此の一時限り手當云々に就ては六拾歳以上のものに對しては何程を給與せるものが記録なきも、拾歳以上は白米三斗五升に金壹兩、九歳以下は白米二斗金二分を與ふるのであつた。

此の三田教育所は明治維新となり政府が、江戸時代に臨時に設けた「お救ひ小屋」に倣つたもので、實際的には時凌ぎに設けたものに過ぎない。處で、廢止後院內から院外救助に移され各區戸長の許で救助される前記該當者に對する手當は營繕會議所（町會所の後身）から各區戸長に交付されたのである。

(ロ) 窮民并に浮浪者救済の諮詢

院內救助の施設であつた三田教育所は廢止となつたが、窮民と浮浪の徒は依然として存在するので、常設的に救済事業を經營すべしと云ふ輿論が起き、教育所を廢止して間のない數旬の後も果然として、東京府廳は營繕會議所に向つて、窮民并に浮浪乞食等の救済方に付諮詢の沙汰があつた。之に對し會議所は評議の結果、左の二策を答申したのである。

中九月中窮民并に乞食の徒之儀本府より沙汰有之候に付左の條案議之上申立候

第一 工作場を開くがために都下に募り有志の者に會社を結ばしめ、方法詳細の調書を會議所へ出させ、右の窮民等を工人として自から其力に食はしむ、工作場を建つるの費は會社の不足を補ふために會議所より若干の金を貸す。之を年賦

を以て返納すべし。

第二 前條の如くすれば全策なれども一朝にして工場を建らるべきのにあらねば、先づ日雇會社を結ばしむ、其の方法は會社を數ヶ所に建て、窮民若干人宛を貸し與へ或は人力車を輓かせ、或は車を刈り堀を鑿つ等の役に使ふ。此等皆社長の意に任かせ、雇錢を以て窮民を養ひその餘は會社の利となすべし。然れども徒に罪人を役使すると同様ならしむるべからず、會社建築の入費は前條の如く姑く貸すも可なり。

第三 工人雇役等に使ふべからざる癡疾老幼あるべし。此等は高敞の善地を擇びて長屋を建て、病者に醫藥を給し幼者は師を聘し是を教へしむべし。此輩は所謂天下の窮民にして告るなき者なれば、都下の財を捐て養ふも理の當然たるべし右之通評議仕候以上

壬申 拾月

(ハ) 明治五年浮浪者の處置

會 議 所

府廳は此の建策を容れて將さに施設を計るとき、偶々、同月露國皇子來朝の期に迫るので、此の際市内に乞食物貰ひの徘徊するは不體裁なるべしと、此處に取締の必要を生じ其の處置につき府廳より、營繕會議所へ達しがあつた。會議所は拾月拾三日之が處置につき左の通り建議した。

府下乞食の徒逐日増加何分捨置き難く、殊に魯國の親王來朝近きに迫り、至急處分の儀相議候様達しに付即ち、三野村利左衛門、齋藤純藏、田畑謙藏、西村勝三等府廳に向つて其處置(非人取集方)を申述す。

曰く差向き驅集したる乞食の徒は、本郷舊加州邸隙宇に移し長谷部善七(舊非人頭車善七)をして其の事に従はしめ、然る後、淺草溜りへ(舊幕府の施設に該る病囚、免囚無宿者等の收容所)收容すべしと議するのであつた。

府廳は此の建議を可として同日左の布告を各區戸長に發した。明治五年拾月拾三日

一、近來乞食物貰體之者往々府下ニ徘徊候趣相聞へ此儘差置候テハ取締筋モ不相立候ニ付處分左ノ通相達候事

一、來ル拾七日限り各區精細取調へ管内管外之無別總テ取押へ一先ツ召連レ、本郷元金澤邸跡御用地へ可差出事
但シ管内之者ハ追テ復籍申付候ニ付管外ノ者ハ放逐可爲致候條其旨可相心得事

一、郷村之分ハ總テ村役人ニ於テ前條之通屹度取計可申事

一、邏卒ニテ取押候分モ町役人へ引渡候筈ニ付受取候上ハ前者御用地へ可差出事

一、御用地へ差置キ中ハ日々相當ノ業體相仕向ケ使役候儀ト相可心得候事

壬申(明治五年) 拾月拾五日

東京府知事 大久保 一 翁

愈々此の日より乞食浮浪の輩の狩込みが行はれて、押へられたものは拉致されて加州邸の空長屋へ收容されたが、其の數は約二百四十人であつた。同月拾九日になると加州邸から此の二百四拾人は淺草溜り(千束町に在り)へ送り込まれて之を以て乞食浮浪輩の狩込は一段落を告げた。

(ニ) 乞食浮浪者に對する救護方法

乞食浮浪の狩込みが済むでから此度は窮民の中で、癡疾不具老幼の如き勞働不能者には生活扶助又は醫療を施すも、此の以外苟も勞働能力を有つ者には授産又は勞役を課し、自活の途に依らしめやうと營繕會議所の諮詢を経て、大久保知事は左の布告を出せるのである。

窮民救濟ノ儀ハ仁恤の筋ニハ候得共徒ラニ口腹ヲノミ養ハセ候テハ却テ其身ヲ懶惰放肆ニナシ終身ノタメニ不相成候依テ工場ヲ開キ外國器械其他便利ノ方法相立、諸日用品物製造候ハ、窮民共自然工業ニ習ヒ永世公私ノ大益ト相成可申依テ有志ノ者右製造所見込有之候ハ、其方法并ニ財本何程工人何百人資給可申儀ヲ取調會議所へ可差出候、財本不足ニ候ハ、衆議ノ上一廉ノ引立方可有之候間早々可申出候事

窮民救濟ノタメ工場日雇會社取建ノ儀會議所ヨリ申立ノ趣モ有之聞屆置候條右取立ニ付方法有之候ハ、同所へ可申出

候事

壬申拾月

東京府知事 大久保 一 翁

東京府知事は同月二拾六日附を以て乞食に關し注意の件を左の如く各區戸長へ通達した。

從來乞食等へ米錢ヲ與フルハ畢竟姑息ノ情ヨリ出候事ニテ其實ハ一時飢餓ヲ免カレシムルノミ、却テ其者ヲ遊逸ニ至ラシムルニ付、米錢ヲ與へ候儀ハ一切不相成尤モ右弊ノ者去ル拾七日限り處分申付候ニ付テハ、向後徘徊候儀者無之管ニ候得共自然他ヨリ潛入シ候者有之夜中庇下へ差置又ハ米錢等差遣シ候者有之候ハ、見當リ次第遡率ニテ差押へ、施シ候當人へ二錢宛科料申付候條此旨兼テ可相心得事

但シ寄方無キ癡疾不具ノ者ハ會議所ニ於テ夫々救助ノ筋可取立候間愛憐ノ志ヨリ右費用ニ充度者ハ寡多ノ別ナク同所へ差出候儀自由タルベキ事

右之趣市在區々不洩可相達事

明治五年十月二十六日

東京府知事 大久保 一 翁

日 雇 會 社 の 設 立

同年拾月二拾八日會議所から左の伺ひを府知事に提出した。

- 一、乞食の徒當地出生にて身寄有之候ものは身寄の者呼出し相違無之候は、復籍可爲致哉
 - 一、復籍致候共身寄の者窮民にて引取救助行届難旨申立候は、入籍爲致置改めて工場入り願出候様可申談哉
 - 一、他國出生の者は其縣へ御引渡可相成事に候哉
- 右伺ひ申上候也

壬申拾月二拾八日

會 議 所

府知事は此の伺ひの趣きを認めたので、會議所は日雇會社を創立し乞食浮浪の徒をして勞働に従事さすべく、茲に日雇

會社創立を提唱したのである。

都下乞食の徒甚多有之復籍の儀度々被仰出候へとも、今以て相絶へ不申右を放逐致候は可憐儀に候間、尙ほ又食を以て養ひ候は無益の至りに候間、日雇會社を申談し、都下有志のものに爲取組日々雇役に取用ひ、右雇賃を以て自分自養爲致候儀可然奉存候

之につき府より各區戸長へ向け左の通り布達した。

窮民救済ノタメ工場日雇會社等取建の儀會議所より申立の趣も有之聞届置候條右取立に付見込方法有之ものは同所へ可申出事

壬申拾月

東京府知事 大久保 一 翁

斯の如き布告を出したので乞食浮浪の輩を一手に引受け勞働に就かせやうと、その由を左記數名の者が申出て來た。

- 第一大區小九區南鍋町一丁目七番地 福 重 喜 平 治
- 第六大區小六區本所横網町一丁目六番地 鶴 岡 由 次 郎
- 外 六 名

壬申拾月拾二日

右八名の者は組合をつくり日雇會社を設立し、乞食浮浪者等を使役する事を願出で、結局、營繕會議所との間に雇傭上の條件が定まつて、會議所は窮民を第一回到約五十人を其の社に引渡した。

方 法 概 略

一、引渡したる窮民の方法相立つまで九拾日の間一日一人に對し金三錢三厘の食料を支給す(會議所より)

- 一、日雇賃高下は社長の意に任す
- 一、差向のもの一社五十人より五百人まで
- 一、人足大病のときは會議所に願出養育院にて療養致させ候事
- 一、病人全快の上は元の社へ加入致させ候事
- 一、死去の節は養育院にて埋葬可致候事
- 一、乞食の内生國親名も相分らざる者共は其區の籍に加へ社長子分の心得を以て懇切に世話致すべき事
- 一、日雇賃の内家根代夜具代賄料引去り殘金の内三分の一積立置金參圓以上に相成候へは相當の利銀相加可申事
- 一、性質の壯健虛弱に従つて上人足、中人足、下人足と等を分ち賃錢を異にすること、下より中に上り上より下に下るは其の勤惰による

會社 人足 心得

一、會社の規則相背候者は過怠働或は償金差出可申事、註、過怠働とは強いて定時間以上労働に就かせること。
 一、一旦日雇會社に加候とも志を改め工業に従事したき者は社長に申立べく事 以下略
 尙ほ翌年一月拾日淺草溜り收容中の労働に耐へ得るもの七拾八人を此の日雇會社に引渡してゐる。
 扱て此の日雇會社は創業より約五ヶ月を経たる明治六年四月に至り、營繕會議所に對し、資本金借入れを願出たので同月拾五日に金壹千圓を貸附けた。拾ヶ月賦返納で一ヶ月銀五百匁宛割濟の約束である。而して従來は引渡したる者に對し、一日一人に付銀二匁(三錢三厘)宛九拾日分を支給したが、今度これを廢し今後百人毎に金五百圓宛を貸渡すことに定めた。然るに明治七年五月三拾日に「日雇會社不都合の儀有之候に付相廢し候云々」を以て同社は廢業となる。茲に會議所より府廳へ届出たる日雇會社廢止に付てを見るに
 日雇會社の儀は養育院窮民をして力役爲致活計の基を立させ候趣意の處、社長共何れも従前人入頭の惡弊逐日相増し、

到底前條の趣意所詮貫徹致す間敷儀に付右會社相廢し、自今養育院力役場と改稱致し同掛并に修路掛にて統轄致候様衆議の上取極申候に付此段御届申上候也

明治七年六月二日

御 掛 御 中

會 議 所

明治五年拾月拾五日から乞食浮浪の輩らを取押へ之等を加州邸跡に集め、其れから淺草溜りへ移して間もない拾一月拾二日に出來上つた日雇會社は、明治初年代の頃として時流に合はざるためか、或は經營者に人物を得ないのか、創業以來一年六ヶ月で解散の止むなきに至つた。

院内 收容 施設 の 具體化

上來述ぶるが如く明治五年拾月から始めた窮民の收容云々は勿論臨機酌量の處置で永久的のものではない。然し、去る九月中に會議所より提出せる窮民救助法三策の内の癡疾不具疾病及び餓寒孤獨を救助するにはどうしても永久であり常設的の施設を必要とするので、同年拾一月拾七日上野護國院の建物百六拾七坪を買收し此の外に新築建坪四百七拾七坪餘、合せて六百四拾四坪餘りの屋舎が竣工したので、愈々同月二拾七日東京府養育院が開設され、其の經營の主體は江戸時代の町會所の後身である營繕會議所である。處で、養育院事務開始の以前に於て(一)身寄りある者は之に引渡すこと(二)管外の者は其の縣に引渡すこと。此等二つの件も實行された。茲に管外の者を其の縣に引渡せる實例の一つと日雇會社以外の方に引渡せる例とを擧げて、當局が浮浪者處置につき、如何に苦心せるかを偲ぶことにする。

明治六年一月二拾二日東京府廳から營繕會議所へ向け左の如き通知が出てゐる。

- 甲州都留郡淺川村 外川 作 兵衛 二十七歳
- 同國八代郡東原村 吉 五 郎 三十四歳
- 同國山梨郡田中村 飯島 信之助 二十歳

同人弟 仲次郎 十三歳

戸籍掛

右四名掛開濟山梨黨へ復籍引渡候間。明後二拾四日包辨當持參拾二字迄に當掛へ可差出事。此の四人の中で作兵衛吉五郎信之助の三人は日雇會社に屬して働いたもの。仲次郎は淺草溜りに收容されたものである。亦、救助方法三策の一つである「工作場を開くために都下に募り有志之者に會社を結ばしめ、略、窮民等を工人として自ら其の力に食はしむ」云々に依り、當時營繕會所議員西村勝三の經營せる製靴工場櫻組に孤兒拾五人を引渡し、製靴工となす、此等の年齢別は左の如くである。

| | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 拾一歳 | 拾三歳 | 拾四歳 | 拾六歳 | 拾七歳 | 合計 |
| 三人 | 二 | 七 | 二 | 一 | 一五 |

草溜りに收容中のもの又は日雇會社に委託し在るもの、此等を新設の養育院に收容する以前に、前記の如く引渡し得べき者は夫々と處置を執り、殘餘の者(溜りに在る者)は明治六年二月五日淺草溜りより愈々上野に設けられた養育院へ移したのである。當時溜預けの乞食浮浪の者は百二拾六人にして之が健康状態は次の如くである。

| | | | |
|-----|----|----|-----|
| 重病 | 輕病 | 側康 | 合計 |
| 一三人 | 六三 | 四八 | 一二六 |

此の百二拾六人の中で病ひ重く躰も動かし得ないもの拾二人は其儘溜りに預け置き、結局百拾四人のものが新設の養育院に收容された。

斯の如く養育院が開設されてから營繕會所は、更に府内に散在せる乞食等の措置に付左の通り上申した。

窮民乞食の儀に付ては先般御布告有之會議所に於て右の内壯健のものは日雇會社へ入れ候て働かせ、病者は養育院へ入れ療養相加へ候間、此上窮民乞食等有之候は、右の通り取計申候筈に御座候、然る處近來追々乞食相見へ申候、右者全く遍卒等見落にも可有之哉何卒精々御取調相成籍有之者は歸籍致させ度其の餘は前文の通り取計申度此段申上候

明治六年二月八日

御掛 御中

區戸長 會議所

此れに依り府知事は各區戸長に對し左の通り通達せり

區戸長

乞食處分の儀に付ては去る壬申(明治五年)拾月中相達置候次第も有之候處、即今所々社寺地其外等へ乞食躰のもの徘徊致候趣相聞候間兼て相達候通り盡く取押へ會議所へ引渡方取計可申事

西二月九日

二 明治時代と浮浪者の生活

(イ) 浮浪者の集團地域

明治時代になつては乞食にならうとルンペンに墮ちやうと身分には故障がないので、江戸時代の様に非人頭に隸屬して指圖だの制裁を受くる氣遣ひもなく、たゞ、官憲の警しめを潜つて物貰ひをしたり、不良行爲で生活の資料を得るのが公安を紊すことになる其處で、文字通りの宿ナシとなり世渡りをする輩らはどう云ふ手段で食物に有つて生命の絆を續ぐもの乎、其れを知る二三の事例を語つて見やう。

江戸の頃から現代に至るまで浮浪者の多く集まる場所は俗に「エンコ」と云ふ淺草公園と其の界限であると看做されてゐる。處で、今は扱て措き明治時代には淺草の次は何處に多くゐたものか其れを探つて見ると日本橋界限であると云ふ噂さである。彼の大きな商賈が連簷としてゐる商業地域に多くの無宿ものが集まるとは不思議に堪へないのである。然し、大正の頃になつても其の名残りが消へないで、大正拾一年二月に市社會局で野宿者の一齊調査を行ふと市内全體から發見された野宿者は二百五十三人であつた。此の數を地域別で見ると、淺草の七八人、深川四三人、日本橋二三人、その他一〇九人で、即ち、數の上では日本橋が三位である。此の以後國勢調査で發見された分布數では日本橋區も減數を現はしてゐるが、兎にかく大震火災の以前までは割合に數の多い無宿ルンペンが浮浪者としてゐた。此の多いと云ふ譯は次の記述を

讀めば判るのである(明治三十九年二月二拾五日發行東京市養育院月報第六拾號所載)

明治三十九年一月二拾日、日本橋(久松)警察署から拾二歳になる紳名「米チビ」と云ふ浮浪少年が養育院の感化部に送られて来た。此の少年が養育院の幹事安達憲忠氏に左の如き談話をした。

「私の生れは南品川で両親とも死んで仕舞つた。両親の死後埼玉縣大宮の棒屋へ奉公したが主人の細君に虐待されるので、其處を逃げ出して東京に来て乞食小僧の仲間に入つた。其れから乞食をしたり日本橋の魚河岸で魚腸拾ひもしたりして暮してゐた。親方は下谷萬年町の松公と云ふので、松公の乾分は拾四人あつて、拾二から拾五六位ひまでの小僧ばかりで、自分の様な十一二の者は魚腸拾ひと乞食とをするが、大きな者は搔拂ひを働らく、親方へは大きな者は一日に拾錢宛出すが、自分のやうなチビは四錢宛出せばよいのだ。夜は日本橋の伊勢町河岸附近の棧橋の下へ寝る。毎晩此處へ親方の内から集金人が来て金を取り立てる。若も金を出さないと病氣の時やなんか世話をして呉れない出しで置けば病氣のとき親方の家へ寝かして醫者にかけて呉れる。若も出さないと病氣の時に仕方がないし、仲間の者にもいじめられて乞食も魚腸拾ひもすることが出来ない。寝るときは大勢で寝て上に菰をかけて置くが、そんなに、寒くない。其處の棧橋の下に寝る連中は四拾人もある。此の仲間の親方は松公ばかりでなく諸所にゐる。私の親方のおかみさんは、おでん屋をしてゐる。搔拂ひをしたことは未だないがお賽錢は度々釣つた。お賽錢は晝でも釣る、澤山釣れる時は一日に三拾錢位ひは釣れる。棒の先へモチを付けて釣ると面白いやうに釣れる。略、淺草の誓願寺と云ふお寺の邊りは乞食とお賽錢釣りをする。小僧が澤山ゐる。此の邊にゐる小僧は七ツ位ひから拾一二の小さい小僧が多い親の邊り者は多いけれども中には親のある者もある。親があつて迎ひに来て途中から逃げて乞食の仲間へ戻つて来る者もある。魚腸を拾つても中には巡査が来ると叱かるから逃げ出す」云々

此の少年の物語りが何處まで事實か判らないが、夜になると伊勢町河岸の棧橋下にさへ四拾人ほど宿ナシが一團となつて寝ると云ふ一團から推して観ると、當時日本橋界限には浮浪者が群り寄つたものと見える。そうして日本橋には魚河岸があり、其處から排出される魚腸を拾へば醤油樽一杯分が拾三錢で賣れるので、浮浪者は生活資料を得るのに便宜でもあり、従つて此邊りは淺草に次ぐルンベンの蛸集地域と看做してよい。

明治四拾一年拾月拾五日に市養育院に收容された。鈴木久次郎拾三歳(假名)は牛込區若松町の生れで幼さい頃に母に死別した。父は暮しに困る貧乏から久次郎を置き去りにして行方不明となる。孤兒になつた彼は漂泊の身空となり、諸方を徘徊した揚句に日本橋を根據にして、夜になると魚河岸の椽臺下に潜り込むで野宿した。毎日魚腸を拾つて賣つたり、搔拂ひをして一日に三拾錢から四拾錢位ひは儲かつたので、鮎でも赤飯大福餅柿蜜柑など好むだものが買へるのでひもじい思ひをしたことがないと、院の職員に話したが、之を観ると日本橋界限にはその當時浮浪者が多く集まつたらしい。

(□) 浮浪者の團體的生活

親分と乾分の關係

扱て前に述べた伊勢町河岸で野宿をした浮浪兒「米チビ」の親分である。彼の松公と其の乾分の關係を観ると、乾分から別錢を取る其のかわり乾分が若も病氣に罹れば暫定的ではあるが己れの宅に引寄せ全快まで屋根の下に寝かせるのは常に搾取的で儲けてゐるとは云へ一面には健康保険に似たもので、或る程度までは乾分の生活を保證するものと見られる而して斯る親分乾分の關係は江戸時代の非人頭と抱非人との間に於ける主従關係の一部がその儘に踏襲されてゐるやうに考へられる。此の宿ナシの親分松公につき筆者の調べたところによると、彼の繩張としての中軸の地點は淺草の公園とその附近で此處から延びて日本橋界限にまで及んだもので、下谷區萬年町二丁に住み豊田松吉(假名)と云ひ此の松吉は明治の末頃に死むたので「おでん屋」を営むてゐた妻の「たみ」が亡夫の跡目を継ぎ紳名を「バアヤ」と呼び多數の宿ナシを乾分にもち、亡夫に勝る悪辣振りで乾分からは別錢を取る。搔拂つた盗品は値段を安く買取つてゐたが、夫の生きてゐる中から既に財を蓄へてゐたので、大正の初年代に乾分の豊田清次郎(假名)に株を譲つた。此の男も「バアヤ」に劣

らぬ曲者で綽名を「小松」と云つて百五拾人からのルンペンを乾分にもち、此等から毎日「ミツダイ」と唱へ若干の勿銭を取る。此のミツダイと云ふのは俗に「エンコ」と稱する淺草公園と此邊りに營まれる料理屋、飲食店、カフェー、鮎屋などを乾分に配給するので其の報償として乾分から味噌代と名づけて毎日若干づゝを徴収する。亦、乾分中の不良が盗みをすれば其の贓品をも故買する。かうして不埒を續けるうちに其筋から睨まれて檢擧されたり、彈壓が厳しいので、遂に此の小松のグループは崩された。その後間もなく小松は病に覆てしまつたが、女房のお芳は昭和になつても生きてゐて、眞面目になつて正しい生活をしてゐる。

此の小松が段々没落した頃から彼れに代る第二の親分が現はれた。此の第二の親分は亡くなつた小松とは何の關係もない男で、之も下谷萬年町二丁目に住む屑物買入商で毎日バターやの拾つた物を買入れる上原文之助(假名)と云ふ男で、此の上原はエンコのルンペンを唆かして悪事を働かせるにも古い型を破り、ルンペンに籠を背負せてバターを稼がせながら盗みをさせ、その品物を安値で買入るのが専門で、そうして其の當時の貧民街である萬年町の長屋敷戸を借家して乾分の合宿に當て、其處へは盗みに長けたものを選び泊め「オカンが辛ければ一人前の〇〇になり屋根の下で寝ろ」と云つた風に懲慥するのでコン泥から本當の盗人になつたものさへある。然し上原は檢擧される懲役に處せられる剩さへ營業は取消されたので、自然とグループは解消した。此の以後に於ける浮浪者とその親分關係は次に述べる如き有様となつた。

(市養育院月報第九二號所載)

明治三拾九年二月二拾八日の事である。市養育院幹事安達憲忠氏は、豫て浮浪者の巢窟と謂はれる淺草本願寺裏の誓願寺に行つて見ると、眞晝間であつたから其處に居るルンペンは乞食の親分らしい三拾餘りの男と外に男女二人の乞食がゐた。同氏は親分らしいルンペンに向つて、此處には大人と小人の乞食が居る筈だがと尋ねると、皆稼ぎに出て居りますから今は居りませぬと云ふ、何時頃歸るか、幾人位居るかと問へば茲には三拾人位は大概夜になると戻つて來ると云ふ

其處で同氏はいろ／＼と世間話を始めた。お前達のやうに年の長けたものは此れから職業に骨を折れとか修業をしるとか云つたところで仕方がない。然し、子供は此先き教育と勉強でどんな立派な者にも成れるのである。其れを乞食にさせて置くのは可哀想である。私の所はそうした子供を學校へ入れて職業も習はし、物の道理も教へて行先相當の者に仕立てゝやる様に仕立てゝやる所だから、どうだお前方も一つ骨を折つて子供だけは乞食を止めさせ私の所へ送るやうにしては呉れまいかと、惇々として話しかけると、彼れ親分らしい男も流石は人間である。同氏の説く心持を了解したと見へ、誠にありがたい事です。子供は屹度あなた様の所へ行く様に取計ひますと受合つた。其の後彼は數度に拾五人の子供を市養育院に送り込むで來た。今まで警官に捕はれて送り込まれた者は動もすれば逃亡して困つたのである。然るに此の男の送り込むで來た浮浪兒童は割合に逃げない。どうした譯かと段々様子を探つて見ると、彼れは養育院に送り込む時に、浮浪兒童に向ひ手前達は養育院の學校に入つて勉強して立派な人間になりネー。己れが送つて遣つた奴が逃げ出して來たら最後隅田川へ抛り込むで土左衛門にして仕舞ふから、そう思つて辛棒して眞人間になれと、彼れは我身のかく零落せし過去の運命を顧みて懇々と諭してから養育院へ送り込むので、一度び收容されたルンペン少年も逃げ出したのち彼の親分に不圖邂逅したら酷い憂目に合ふので辛棒するうちに落つき心も暮り段々と職員の指圖に従ひ働くやうになる。

之を要するに浮浪者の親分なるものは、當時却々無限の權力をもち、警察官よりも恐しいと乾分の輩らは云つてゐた。

(明治四十一年十一月市養育院月報第九三號より抜萃) 處で、筆者の知るところでは此の誓願寺の境内に群がる浮浪者を洗つて眞面目の途を踏むやうにと、眞心から世話をして、浮浪の淵から這ひ上がるべく勧めたが、彼れ自身は自暴自棄から暗黒面を能動的に脱け出ることが出來ないで、後には「ボタハタキ」と云ふ手口で拘摸を働くうち、本當の拘摸となり、その途の巨魁仕立屋銀次の乾分になつてから「オカン」の浮浪をしないでヤツと屋根の下で寝られた。その後「エンコ」に來ては「新ぐれ」即ち浮浪になつてから日の淺い者を助けてゐたが、明治四拾三年頃に拘摸の大檢擧のとき